

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藍住町長

公表日

令和6年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	藍住町における国民年金事務は、国民年金法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人の情報を取り扱う。 (1)第1号被保険者の資格取得・喪失届等の受理 (2)被保険者からの任意加入及び資格喪失申出等の受理 (3)被保険者からの基礎年金番号通知書の再交付申請の受理 (4)国民年金保険料免除及び猶予申請、法定免除廃止届等の受理 (5)基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金、死亡一時金・未支給年金等の裁定請求書の受理 (6)年金生活者支援給付金の裁定請求書の受理 (7)(1)～(6)に伴う日本年金機構への報告、所得情報の提供等
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名納付システム 4. 中間サーバー 5. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
・被保険者台帳情報ファイル ・宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第46項、第106項、第128項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町住民課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	I 1. ②事務の概要	なし	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳再交付申請の受理 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 現況届又は所得状況届の受付 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 届書等の送付・報告 	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>藍住町における国民年金事務は、国民年金法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人の情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失届、付加保険料の申出・辞退届の受理、種別変更届、被保険者の氏名・住所変更届の受理 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理 保険料免除及び猶予申請（法定免除を含む）の受理、法定免除廃止届の受理 年金手帳再交付申請の受理 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 現況届又は所得状況届の受付 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 届書等の送付・報告 	<p>に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人の情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)第1号被保険者の資格取得・喪失届等の受理 (2)被保険者からの任意加入及び資格喪失申出等の受理 (3)被保険者からの年金手帳の再交付申請の受理 (4)国民年金保険料免除及び猶予申請、法定免除廃止届等の受理 (5)基礎年金（老齢・障害・遺族）及び特別障害給付金、死亡一時金・未支給年金等の裁定請求書の受理 (6)年金生活者支援給付金の裁定請求書の受理 (7)(1)～(6)に伴う日本年金機構への報告、所得情報の提供等 	事後	見直しによる修正
令和1年6月26日	I 関連情報 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第1の第31の項	番号法第9条第1項 番号法別表第1の第31項、第83項、第95項	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月8日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	<p>藍住町における国民年金事務は、国民年金法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人の情報を取り扱う。</p> <p>(1)第1号被保険者の資格取得・喪失届等の受理 (2)被保険者からの任意加入及び資格喪失申出等の受理 (3)被保険者からの年金手帳の再交付申請の受理 (4)国民年金保険料免除及び猶予申請、法定免除廃止届等の受理 (5)基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金、死亡一時金・未支給年金等の裁定請求書の受理 (6)年金生活者支援給付金の裁定請求書の受理 (7)(1)～(6)に伴う日本年金機構への報告、所得</p>	<p>藍住町における国民年金事務は、国民年金法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人の情報を取り扱う。</p> <p>(1)第1号被保険者の資格取得・喪失届等の受理 (2)被保険者からの任意加入及び資格喪失申出等の受理 (3)被保険者からの基礎年金番号通知書の再交付申請の受理 (4)国民年金保険料免除及び猶予申請、法定免除廃止届等の受理 (5)基礎年金(老齢・障害・遺族)及び特別障害給付金、死亡一時金・未支給年金等の裁定請求書の受理 (6)年金生活者支援給付金の裁定請求書の受理 (7)(1)～(6)に伴う日本年金機構への報告、所得</p>	事後	見直しによる修正
令和6年8月8日	I 関連情報 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第1の第31項、第83項、第95項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第46項、第106項、第128項	事後	
令和6年8月8日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上 前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上 前52番地1 電話088-637-3124	事後	
令和6年8月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年8月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	